**委員会等におけるマイボトルの取扱いについて**

令和４年１２月８日

議会運営委員会理事会資料

資料６

|  |
| --- |
| **《 これまでの運用（令和元年９月定例会～） 》**体調上の理由から、委員会等開会中に自席において水分補給が必要な委員及び理事者に限り、マイボトル（＊）の持ち込みを認める（事前の許可手続きは不要）。（＊）マイボトル①ペットボトル、ストロー等、ワンウェイのプラスチック製品は不可。※ 中身は水に限る。**②机上には置かず、足元などに置く。** |

|  |
| --- |
| **《 今後 》**これまでどおり、体調上の理由に限りマイボトルの持み込みを認める。**上記②**に関しては、議会の品位が損なわれない範囲で、**机上に置くことを認める**こととする。※ 会議規則第107条 「議員は、議会の品位を重んじなければならない。」 |